

## 奨学生募集

多良間村奨学金貸与条例に則り

令和3年度奨学生を募集します。

1. 希望の方は、教育委員会事務局に  
お問い合わせの上、所定の手続きをし  
てください。

### 一、問い合わせ先

多良間村教育委員会事務局

連絡先 791-2674

### 二、募集期間

令和3年4月1日(木)から

令和3年5月14日(金)まで

多良間村長 伊良皆光夫

### 奨学金貸与事業目的

経済的な理由によって修学困難な者に対して学資を貸与し、有為な人材を養成する。

#### ・奨学生の資格

本村に居住する者の子弟であつて健康、品行方正で、かつ、学資の支弁が困難と認められる高校生、大学生及びこれに準ずる学生に貸与

#### ・奨学生の数

奨学生は、毎年5人以内

#### ・奨学金の額

奨学金の額は、毎年度予算の範囲内において月額高校生2万円以内、大学生3万円以内

#### ・貸与期間

奨学金を貸与する期間は、当該学校における正規の修業期間



#### 奨学生の願書提出書類

##### 各1通

- ① 奨学生願書 教育委員会から
- ② 在学証明書 本人の学校から

- ③ 成績証明書 本人の卒業した学校から

- ④ 住民票謄本 村役場住民福祉課
- ⑤ 所得証明書 村役場税務課から

#### 決定

奨学金審査委員会で決定する



※多良間村奨学金返還免除に関する新制度が、平成28年10月1日から施行されています。

若い世代の定住化促進と地域活性化を目的とした制度で、卒業後多良間村内に定住した場合など、その他の資格をクリアすると返還免除が受けられる内容となっています。

詳しくは、教育委員会まで

電話 0980-791-2674



応援します!!

多良間村教育委員会